

答申第551号
平成28年4月18日



神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三

答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成28年4月18日付け神保障更第13号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の
障害等級確認事務に係る障害者手帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 重度障害者医療費助成事業及び高齢重度障害者医療費助成事業において、受給の資格要件である障害者手帳の等級を確認するにあたり、保健福祉局障害福祉部障害者更生相談所が保有する最新の障害者手帳情報を利用することは、正確な資格認定及び医療費助成を行うことができ、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の
障害等級確認事務に係る障害者手帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【身体障害者手帳及び療育手帳情報】

住基個人番号

区コード

支所コード

氏名 (カナ)

生年月日

現在交付されている、対象者の身体障害者手帳情報 (身体障害者手帳等級・身体障害者手帳交付日・障害種別・障害等級)

現在交付されている、対象者の療育手帳情報 (療育手帳判定・療育手帳判定日)



答申第552号
平成28年4月18日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成28年4月18日付け神保高国第3858号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の
障害等級確認事務に係る電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 重度障害者医療費助成事業及び高齢重度障害者医療費助成事業において、受給者情報を障害者手帳情報と突合して、正確に不一致情報を抽出するためには、電子計算機処理が不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の
障害等級確認事務に係る電子計算機処理について
(条例 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当する項目

【身体障害者手帳及び療育手帳情報】

住基個人番号

区コード

支所コード

氏名 (カナ)

生年月日

◎現在交付されている、対象者の身体障害者手帳情報 (身体障害者手帳等級・身体障害者手帳交付日・障害種別・障害等級)

◎現在交付されている、対象者の療育手帳情報 (療育手帳判定・療育手帳判定日)

【福祉医療受給者情報】

住基個人番号

区コード

支所コード

氏名 (カナ)

生年月日

受給者番号

◎福祉医療システムで把握している、受給者の身体障害者手帳情報 (障害コード・障害種別コード)

◎福祉医療システムで把握している、受給者の療育手帳情報 (障害コード)